

◆調整控除

税源移譲に伴い生じる個人市・県民税と所得税の人的控除額（基礎控除、扶養控除等）の差に基づく負担増を調整するため、合計所得金額が2,500万円以下の場合、次の算式により求めた金額を所得割額から控除します

(1) 合計課税所得金額が200万円以下の場合

調整控除額 = 以下の、(ア)または(イ)のいずれか少ない金額 × 5%

- (ア) 下記一覧表のうち適用がある「人的控除差調整額」の合計額
- (イ) 合計課税所得金額

(2) 合計課税所得金額が200万円を超える場合

調整控除額 = 以下の、{(ウ) - (エ)} ※5万円を下回る場合は5万円 × 5%

- (ウ) 下記一覧表のうち適用がある「人的控除差調整額」の合計額
- (エ) 合計課税所得金額から200万円を控除した金額

人的控除差調整額

控除の種類		金額		
		①	②	③
配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
	老人	10万円	6万円	3万円
配偶者特別控除	配偶者の所得 48万超50万未満	5万円	4万円	2万円
	配偶者の所得 50万以上55万未満	3万円	2万円	1万円
扶養控除	一般	5万円		
	特定	18万円		
	老人	10万円		
	同居老親等	13万円		
障害者控除	普通	1万円		
	特別	10万円		
	同居特別	22万円		
寡婦控除		1万円		
ひとり親控除	父	1万円		
	母	5万円		
勤労学生控除		1万円		
基礎控除		5万円		

- 1 本人（納税者）の所得が 900万円以下
- 2 本人（納税者）の所得が 900万円超 950万円以下
- 3 本人（納税者）の所得が 950万円超 1,000万円以下